

○ 暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(訳文の添付)</p> <p>第二条 法（第三章の二に限る。次条において同じ。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第三章の二に限る。同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第三十一条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第二十五条、第二十六条、第二十八条、第四十二条及び第四十三条を除き、以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は第六条各号（第一号、第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十七号を除く。）に掲げる書類であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第四条 法第六十三条の二の登録を受けようとする者は、別紙様式第</p>	<p>(訳文の添付)</p> <p>第二条 法（第三章の二に限る。次条において同じ。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第三章の二に限る。同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第三十一条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は第六条各号（第一号、第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十七号を除く。）に掲げる書類であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第四条 法第六十三条の二の登録を受けようとする者は、別紙様式第</p>

一号（外国暗号資産交換業者にあつては、別紙様式第二号）により作成した法第六十三条の三第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（変更の届出）

第十二条 暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

2 暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号の二により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇十一 略〕

〔3・4 略〕

（暗号資産交換業に関する報告書）

第三十七条 〔略〕

一号（外国暗号資産交換業者にあつては、別紙様式第二号）により作成した法第六十三条の三第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（変更の届出）

第十二条 暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号の二により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇十一 同上〕

〔3・4 同上〕

（暗号資産交換業に関する報告書）

第三十七条 〔同上〕

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書に、最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び暗号資産の管理を行う暗号資産交換業者にあつてはこれらの書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（利用者財産の管理に関する報告書）

第三十八条 「略」

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、第一号に定める書類は、当該報告書に係る対象期間経過後二月以内に提出すれば足りる。

「一〜六 略」

（廃止の届出等）

第四十条 法第六十三条の二十第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

「2〜6 略」

（法令違反行為等の届出）

第四十一条 暗号資産交換業者は、取締役等又は従業者に暗号資産交

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び暗号資産の管理を行う暗号資産交換業者にあつてはこれらの書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（利用者財産の管理に関する報告書）

第三十八条 「同上」

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、第一号に定める書類は、当該報告書に係る対象期間経過後二月以内に提出すれば足りる。

「一〜六 同上」

（廃止の届出等）

第四十条 法第六十三条の二十第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第十四号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「2〜6 同上」

（法令違反行為等の届出）

第四十一条 暗号資産交換業者は、取締役等又は従業者に暗号資産交

換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があつたことを知つた場合には、当該事実を知つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第十六号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

「一〜三 略」

(經由官庁)

第四十二条 暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。次条において同じ。）は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長（次項及び次条において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由してこれを提出しなければならない。

2|| 暗号資産交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があつたことを知つた場合には、当該事実を知つた日から二週間以内に、別紙様式第十六号に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を財務局長等に提出しなければならない。

「一〜三 同上」

(經由官庁)

第四十二条 暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。次条において同じ。）は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（以下この条及び次条において「申請書等」という。）を財務局長等に提出しようとする場合において、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該暗号資産交換業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

「項を加える。」

<p>(申請書等の認定資金決済事業者協会の經由)</p> <p>第四十三条 暗号資産交換業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき(前条の規定により財務事務所長等又は出張所長を経由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第四十四条 金融庁長官は、法第六十三条の二の登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>2 「略」</p>	<p>(申請書等の認定資金決済事業者協会の經由)</p> <p>第四十三条 暗号資産交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとするとき(前条の規定により財務事務所長又は出張所長を経由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第四十四条 金融庁長官は、法、令又はこの府令の規定による登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	